

役員退職金規程

(目的)

第 1 条 この規程は、一般財団法人日本ビルディング経営センターの役員の退職金に関する事項を定めることを目的とする。

(役員定義)

第 2 条 この規程に定める役員とは、理事及び監事をいう。

(役員退職金)

第 3 条 役員には、退職金を支給しないものとする。

附 則

1 . この規程は、平成 1 5 年 7 月 1 日から実施する。

附 則

1 . この規程は、平成 2 3 年 1 2 月 1 日から実施する。

以上